

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小谷 悦司 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 12.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 W7280PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/008965	国際出願日 (日.月.年) 08.03.2018	優先日 (日.月.年) 12.04.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01L1/00(2006.01)i, G01L1/25(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社神戸製鋼所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 31.05.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 羽飼 知佳 電話番号 03-3581-1101 内線 3216	2F 3306

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3 - 4	有
	請求項	1 - 2	無
進歩性 (I S)	請求項	3 - 4	有
	請求項	1 - 2	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1 - 4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 05-142067 A (株式会社東芝) 1993.06.08,  
 【0025】 - 【0038】 , 【図6】 - 【図7】 (ファミリーなし)
- 文献2 : 田中俊一郎, 宮坂千晶, 微小X線法及び超音波顕微鏡法によるセラミック接合界面近傍の残留応力分布測定, 日本機械学会関西支部定時総会講演会講演論文集, 1992.03, Vol.67 No.1 Page.7-9, 日本機械学会関西支部
- 文献3 : JP 62-294926 A (株式会社日立製作所) 1987.12.22,  
 第2頁左下欄第13-16行 (ファミリーなし)
- 文献4 : SONG Wentao, XU Chunguang, PAN Qinxue, and SONG Jianfeng,  
 Nondestructive Testing and Characterization of Residual Stress Field Using an Ultrasonic Method, Chinese Journal of Mechanical Engineering, 2016, Vol.29 No.2 Page.365-371,  
 Chinese Mechanical Engineering Society, ISSN 1000-9345

(1) 請求項1-2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1または文献2に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1または文献2には、微小X線法(「X線回折法」に相当。)によって測定試料の特定の部位の応力値 $\sigma$ (「残留応力値」に相当。)を測定する工程と、超音波顕微鏡法(「音弾性法」に相当。)によって測定試料の特定の部位の表面弾性波速度 $V_{saw}$ (「換算応力値」に相当。)を測定する工程と、応力値 $\sigma$ と表面弾性波速度 $V_{saw}$ とに基づいて相関係数(「校正係数」に相当。)を算出する工程と、測定試料の複数の部位の表面弾性波速度 $V_{saw}$ を相関係数に基づいてそれぞれ応力値 $\sigma$ に校正する工程と、を含む応力測定方法についての発明が記載されている。

よって、請求項1-2に係る発明と文献1または文献2に記載された発明との間に格別の差異はない。

(補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

(2) 請求項 3-4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して、新規性及び進歩性を有する。

『残留応力値測定工程において、残留応力値として、特定の部位について当該部位の表面から音弾性法で用いられる超音波が伝播する深さの範囲の複数の部位について X 線回折法で測定された各残留応力値の平均値を測定する』点、及び、『換算応力値測定工程において、換算応力値として、互いに異なる周波数を有する複数の超音波を用いることにより特定の部位の異なる深さについて音弾性法で複数の値を測定することと、各測定値に基づいて特定の部位の深さと換算応力値との関係を示す応力値関数を求めることと、を行い、校正係数算出工程において、残留応力値と応力値関数において深さがゼロのときの換算応力値とに基づいて校正係数を算出する』点は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、これらの点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。